

西日本パッケージング健康保険組合

別表2 健保組合の通常の業務での主な利用目的、共同事業等について 新旧対照表

(下線の部分は変更部分)

新	旧
<p>1から6 省略</p> <p>7. 共同事業の実施項目・利用目的</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 健保連との高額医療事業の共同実施について 共同事業で個人データを利用する趣旨 <u>健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、当組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施する。その事業の申請のために、診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。)については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録(記載)した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出する。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなる。</u></p> <p>共同して利用する個人データの項目 前項の「<u>交付金交付申請総括明細データ</u>」もしくは「<u>交付金交付申請総括明細書</u>」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目</p> <p><u>レセプトデータを共同利用する者の範囲</u> ・西日本パッケージング健康保険組合 <u>高額医療事業担当者</u> 係長 事務長 常務理事</p>	<p>1から6 省略</p> <p>7. 共同事業の実施項目・利用目的</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>健保連との共同事業「高額医療給付に関する交付金交付事業」</u> 共同事業で個人データを利用する趣旨 健康保険法附則第2条に基づく事業で、<u>当組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものである。その事業の申請のために、診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。レセプトと称する。)</u>のコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などの記載した書類(<u>交付金交付申請総括明細書</u>)を健保連・<u>組合財政支援グループ</u>に提出する。</p> <p>共同して利用する個人データの項目 前項総括明細書の記載事項のほか、<u>レセプト記載データの1枚目(請求金額1千万円以上のレセプトについてはレセプトデータの全て)の部分</u>の項目</p> <p><u>個人データを取り扱う人の範囲</u> <u>高額交付事業担当者及び担当係長・調査役・事務長・常務理事、健保連・組合財政支援グループ職員、健保連の業務処理委託業者(財団法人 社会経済生産性本部・社会情報システム部及び協力会社)</u></p>

・健康保険組合連合会
高額医療グループ職員
業務委託先 公益財団法人 日本生産性本部情報システム事業部及び協力会社

レセプトデータを共同利用する者の利用目的

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。健康保険組合連合会・高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用する。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とする。

レセプトデータ等の管理責任者名（もしくは名称）について
レセプトデータ等の管理責任者は、当組合データ管理責任者と健保連の高額医療グループ グループマネージャー。

(3) 省略

8 省略

取り扱う人の利用目的

当組合は、の事業申請を行うことにより、交付を受けるために利用する。健保連・組合財政支援グループは当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用する。なお、健保連では、申請の時効等の関係上、レセプトコピーについては、1年程度保存し、イメージデータにしたものを4年程度保存している。

データ管理責任者

当組合データ管理責任者、健保連・組合財政支援グループ グループマネージャー

(3) 省略

8 省略